

	正	誤
	4. 直接経費の取扱い	4. 直接経費の取扱い
	(3) <人件費・謝金>	(3) <人件費・謝金>
P.28	<p>②人件費【大学等】 (iii)退職した任期付き研究者への賞与及び退職金の支給について</p> <p>(a)退職した職員への賞与の支払いについて AMEDのプロジェクトに参加していて、途中で機関を退職した任期付き研究者への賞与については、人件費への計上を認めることとします。 なお、支給条件については、「よくある質問」を参照願います。</p> <p>(b)退職金の計上 退職金の取扱いについては、文部科学省、厚生労働省の事業で、機関に退職金規程が整備されている場合に限り、直接経費に計上することができます。計上できる期間としては、補助事業業務に従事した期間とします。<u>ただし、経済産業省及び総務省事業については、退職金の計上をすることができません。</u> なお、支給条件については、「よくある質問」を参照願います。</p>	<p>②人件費【大学等】 (iii)退職した任期付き研究者への賞与及び退職金の支給について</p> <p>(a)退職した職員への賞与の支払いについて AMEDのプロジェクトに参加していて、途中で機関を退職した任期付き研究者への賞与については、以下の条件を満たしている場合に限り、人件費への計上を認めることとします。 なお、申請手続については、「よくある質問」を参照願います。</p> <p>(b)退職金の計上 退職金の取扱いについては、文部科学省、厚生労働省の事業で、機関に退職金規程が整備されている場合に限り、直接経費に計上することができます。計上できる期間としては、補助事業業務に従事した期間とします。<u>ただし、経済産業省及び総務省事業については、退職金の計上をすることができません。</u> なお、申請手続については、「よくある質問」を参照願います。</p>
P.29	<p>②人件費【企業等】 (iii)人件費上限時間について</p> <p>(b)管理職(労働基準法上の管理監督者であるる管理者で、給与規程により時間外、休日手当が支給されない者)</p>	<p>②人件費【企業等】 (iii)人件費上限時間について</p> <p>(b)管理職(労働基準法上の管理監督者であり管理者で、給与規程により時間外、休日手当が支給されない者)</p>

※ 本正誤表は、2019年2月26日に弊機構HPにアップロードし、且つ同27日の事務処理説明会にて配布した2019年度補助事業事務処理説明書の誤記について訂正するものです。ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございません。現在掲載されている説明書については、2019年3月1日に当該誤記を訂正しております。